

# 優秀施工者国土交通大臣顕彰要領

## (目的)

第一 優れた建設現場従業者を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

## (顕彰の対象)

第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）が20年以上の者
- 二 建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上65歳以下の者。ただし、35歳以上40歳未満及び66歳以上の者についても、相当の理由がある場合に限り、対象とする。
- 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上ある者

## (顕彰基準)

第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。

- 一 技術・技能が優秀である者
- 二 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者かつ建設工事に相当の実績のある者
- 三 後進の指導・育成に努めている者
- 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
- 五 他の建設現場従業者の模範である者

## (顕彰の方法)

第四 顕彰は、国土交通大臣が顕彰を受ける者に対して顕彰状及び徽章を授与して行う。

## (顕彰の実施)

第五 顕彰は、毎年一回行う。

## (被顕彰者の決定)

第六 被顕彰候補者は、都道府県知事、建設業者団体の長及び地方整備局長等が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。

- 2 土国交通大臣は、前項により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。
- 3 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会については別に定めるところによる。

## (欠格等)

第七 次の各号に掲げる者については、顕彰の対象としない。

- 一 犯罪の被疑者及び刑事裁判中の被告人
  - 二 刑が確定し、その執行が猶予されている者
  - 三 令和7年5月31日までに刑が確定した者(前号に規定する者を除く。)のうち、  
　　刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年  
　　の年数が経過していない者
  - 四 令和7年6月1日以降に刑が確定した者(第二号に規定する者を除く。)のうち、  
　　刑の執行終了又は刑の免除を受けてから、拘禁刑以上は10年、罰金刑以下は5年  
　　の年数が経過していない者
- 2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
  - 3 既に叙勲、褒章又は国土交通大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。

(その他)

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項については、不動産・建設経済局長が定める。

**附 則**

この要領は、平成4年3月24日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成13年3月19日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年10月11日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和8年1月9日から施行する。